労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、青森労働局の関係労働者を代表する者竹山美虎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年２月 26 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、青森労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成22年３月10日

４　推薦書及び添付書類提出先　青森労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諮　事　項

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年４月１日から平成22年１月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年２月 26 日　　財務大臣　菅　　直人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成21年４月１日から平成22年１月31日まで）

注釈番号	主　な　品　名	合計割当金額（単位：千円）	輸　入　額（単位：千円）	備　考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	179,812	4,742	
24	パテントレザー等	1,446	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	48,775	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	716,544	5,121	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	66,878	1,331	
29	履物の一部品目	55,373	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	32,608	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	134,821	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	19,713	523	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成22年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

前払式証票発行者の発行保証金に係る配当表公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．前払式証票発行者の商号　岡山プリペイドカード株式会社

２．代表清算人の氏名　代表清算人　森　　泰男

３．住所　岡山県岡山市北区丸の内１丁目10―13

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　35,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額　292,162円　①

⑶　配当の割合　100％

⑷　発行保証金の還付手続きに要した費用　81,445円　②

うち申出者等ごとの還付額に応じて負担する費用

（官報公示費用）　78,645円　③

申出者等ごとに定額で負担する費用

（証明書郵送費用）　2,800円　④

⑸　申出者等の人数　35人　⑤

⑹　申出者等への払渡額の算式

各申出額－（③×$\frac{\text{各申出額}}{①}$＋$\frac{④}{⑤}$）

（円未満の端数切り捨て）

（申出額10,000円の場合の払渡額7,228円）

※前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官中国財務局総務部長に支払うこととし、各申出者等への払渡額は、各申出者等ごとの負担額を控除した額とする。

平成 22 年２月 26 日

中国財務局長　枝広　直幹

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第７０９１３号

大阪市中央区本町１丁目４番５号

申立人　大阪市信用保証協会

本籍大阪市大正区鶴町１丁目18番地、最後の住所大阪市大正区千島３丁目２番６号、死亡の場所兵庫県芦屋市、死亡年月日平成19年８月17日、出生の場所奈良県磯城郡大福村、出生年月日昭和30年１月３日、職業不詳

被相続人　亡　北林　静代

事務所大阪市北区西天満３丁目２番９号翁ビル７階

相続財産管理人　弁護士　三浦　和博

大阪家庭裁判所